

議案第49号	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
障害福祉課	障害者施策の総合的かつ効率的な推進のため、現在国において見直しが進められている障害者施策について、当該障害者施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援する必要があるとして上記法律が公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 政府においては障害者施策の総合的かつ効率的な推進を図るため、平成21年12月から「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害者施策の見直しが進められているが、この政府による障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援する必要があるとして、衆議院厚生労働委員会の提案により「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が提案され、公布されたことにより、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。

【改正背景】 障害者及び障害児の地域生活を支援するために、平成22年12月10日に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことにより、影響する条例の改正を行おうとするもの。

1 障害者自立支援法の一部改正

- (1) 利用者負担の見直し（29条第3項、58条第3項、76条第2項及び76条の2関係）
 - ・利用者負担について、応能負担を原則に
 - ・障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し利用者の負担を軽減する。
- (2) 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し（4条第1項関係）
 - ・発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
 - ・障害程度区分の名称と定義の見直し
- (3) 相談支援の充実（5条第17項・第19項・第20項・第21項、22条第4項・第5項・第6項、51条の14・15・16・17、77条の2、89条の2関係）
 - ・相談支援体制の強化 ⇒ 総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に配置
 - ・自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
 - ・支給決定プロセスの見直し ⇒ サービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し
 - ・サービス利用計画作成の対象者を大幅に拡大 ⇒ 現在は重度障害者に限定
- (4) 地域における自立した生活のための支援の充実（5条第4項及び34条関係）
 - ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 ⇒ 入居者への支援を創設
 - ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設
⇒ 重度の視覚障害者の移動支援についても自立支援給付の対象
- (5) その他
 - ・成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ
 - ・児童デイサービスに係る利用年齢の特例
 - ・事業者の業務管理体制の整備

例規改正に関連のある項目

2 児童福祉法の一部改正

- (1) 障害種別で分かれている施設の一元化（7条第1項及び34条関係）
 - ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
⇒ 障害児施設（通所・入所）について一元化
- (2) 障害児の通所による支援の見直し（6条の2、21条の5の7・13、24条の2・3・24関係）
 - ・児童発達支援の創設 ⇒ 児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス・保育

例規改正に関連のある項目

所等訪問支援が創設

- ・障害児通所給付費の支給
- (3) 障害児相談支援事業の創設
- (4) 在園期間の延長措置の見直し
 - ・18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策で対応

3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

- (1) 精神科急患医療体制の整備等（19条の11関係）
 - ・地域の実情に応じた体制整備を図る（県）
- (2) 相談指導に対する行政機関の役割の見直し（47条第5項関係）
 - ・関係行政機関との連携を図ることを明文化

【根拠法令】 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）

【改正内容】 ◆改正する条例

① 三田市消防団員公務災害補償条例の一部改正

<改正点>

※同行援護の創設による引用法律（障害者自立支援法）の条項の繰下げ（第1条関係）
※児童デイサービス規定が障害者自立支援法によるサービス規定から削除されることによる引用法律条項の繰上げ（第2条関係）

施行日が異なるため、2段階に分けての改正（第1条・第2条）

② 三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

<改正点>

上記①と同様の改正

施行日が異なるため、2段階に分けての改正（第3条・第4条）

③ 三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（5条・6条関係）

<改正点>

上記①・②と同様の改正

施行日が異なるため、2段階に分けての改正（第5条・第6条）

④ 三田市遊技場等の建築規制に関する条例の一部改正（7条・8条関係）

<改正点>

※同行援護の創設による引用法律（障害者自立支援法）の条項の繰下げ（第7条関係）
※児童デイサービス規定が障害者自立支援法によるサービス規定から削除されることによる引用法律条項の繰上げ（第8条関係）

施行日が異なるため、2段階に分けての改正（第7条・第8条）

※障害児施設の一元化による既存施設を引用する条文（児童福祉法第43条の4）の削除（第8条関係）

⑤ 三田市助産施設設置条例の一部改正（9条関係）

<改正点>

※児童福祉法第51条に規定する市町村が支弁する費用について、新たな項目が加わったことによる引用法律（児童福祉法第51条第2号）の号の繰下げ

【施行期日】 ①障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（第1条、第3条、第5条及び第7条の規定）

②平成24年4月1日（第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定）

【その他】 この法律の改正によって、関係規則についても改正する。

◆改正する規則

- ・身体障害者福祉法施行細則
- ・児童福祉法による措置費等徴収規則
- ・三田市福祉事務所長委任規則
- ・知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則
- ・身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則
- ・三田市障害児療育センター条例施行規則